

鳥取県高病原性鳥インフルエンザ対策 庁内連絡会議

日時：令和5年11月17日（金）
午前9時30分～

場所：第4応接室（鳥取県庁舎3階）

出席：知事、
鳥インフルエンザ対策チーム
（副知事、農林水産部、生活環境部）
危機管理部

会議内容

- 1 岡山県の野鳥の発生概要と国の対応
- 2 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況
- 3 鳥取県の対応(家きん)
- 4 野鳥サーベイランス
- 5 鳥取県の対応(愛玩鳥等)
- 6 県民への情報提供

岡山県の野鳥の発生概要と国の対応

1 経緯

- 11月9日(木)に岡山県総社市でツミ(小型の猛禽類)の死亡個体1羽を回収
- 同日、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
- 11月15日(水)に国立研究開発法人国立環境研究所の検査で、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)を検出

2 国の対応

国対応レベル3

(10/25 国内複数箇所での高病原性鳥インフルエンザ発生確認により引き上げ)

国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

【国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況】令和5年11月17日現在

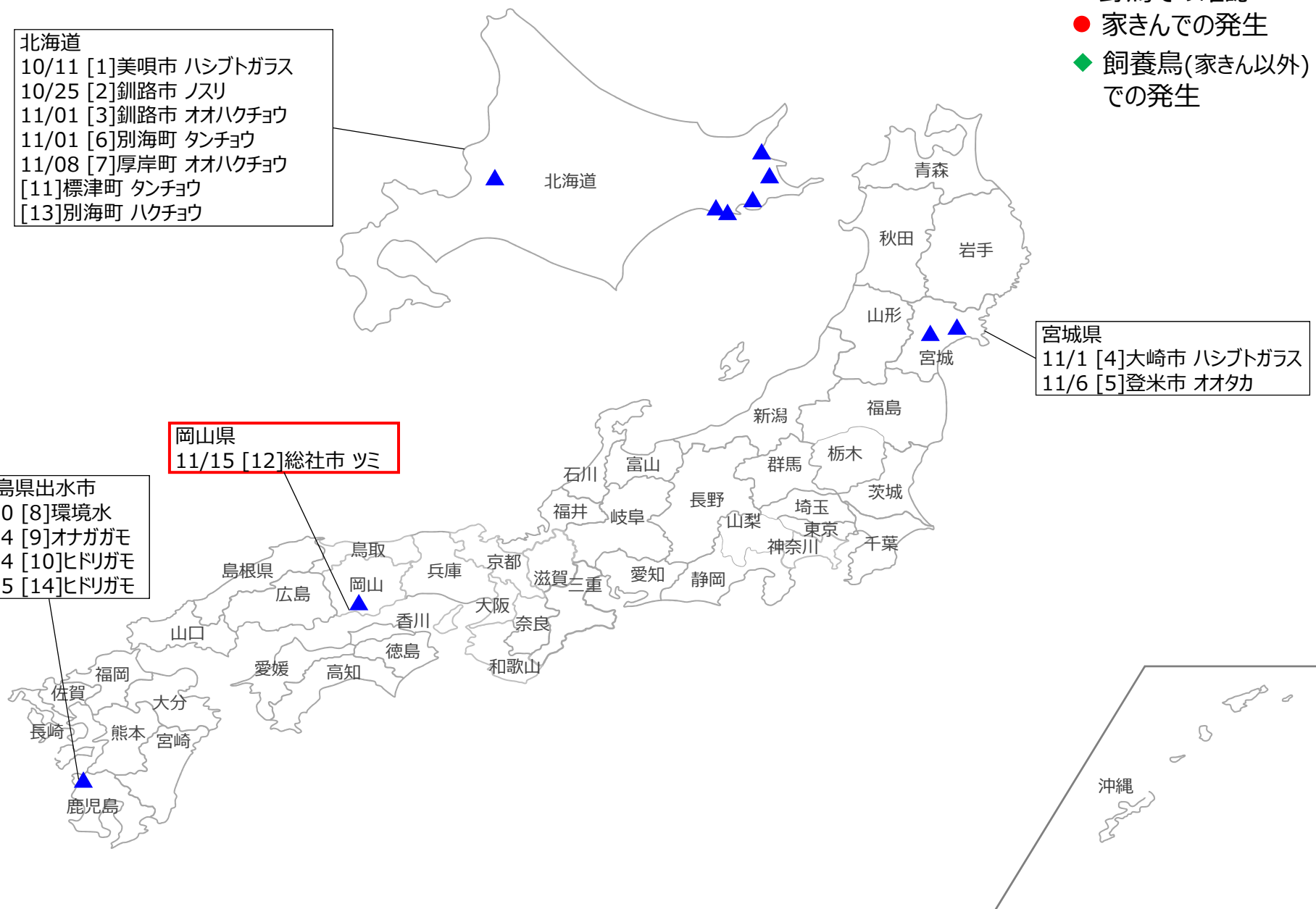
- ▲ 野鳥での確認
- 家きんでの発生
- ◆ 飼養鳥(家きん以外)での発生

北海道
 10/11 [1]美唄市 ハシブトガラス
 10/25 [2]釧路市 ノスリ
 11/01 [3]釧路市 オオハクチョウ
 11/01 [6]別海町 タンチョウ
 11/08 [7]厚岸町 オオハクチョウ
 [11]標津町 タンチョウ
 [13]別海町 ハクチョウ

宮城県
 11/1 [4]大崎市 ハシブトガラス
 11/6 [5]登米市 オオタカ

岡山県
 11/15 [12]総社市 ツミ

鹿児島県出水市
 11/10 [8]環境水
 11/14 [9]オナガガモ
 11/14 [10]ヒドリガモ
 11/15 [14]ヒドリガモ



鳥取県の対応(家きん)

- 1 全78養鶏農場に発生情報の周知と注意喚起(11/16)
- 2 10/4までに各養鶏場を家畜保健衛生所が巡回し野生動物対策と飼養衛生管理基準の遵守状況の点検を実施済。シーズン中は毎月農家が点検し家畜保健所が巡回確認。
- 3 農場に消石灰約1,600袋を配布し消毒を徹底。
- 4 鶏舎に近接(300m以内)するため池が野鳥が飛来する水場とならないよう、管理者に水抜き等の協力を依頼し、大山町、南部町のため池6か所で対応済。
- 5 発生に備え、自衛隊と防疫作業への対応について調整(10/19)
- 6 殺処分の手順など発生時の対応についての訓練を予定。
- 7 各総合事務所単位で防疫演習を実施
(東部9/25,27、中部9/25,28、10/10、西部9/19,21)
- 8 備蓄品の確認
防護服やマスク等の補充、動力噴霧器の点検を実施。

野鳥サーベイランス

○岡山県での野鳥の死亡陽性を受け

野鳥監視を強化（週1回実施 ⇒ 週2回実施）

※渡り鳥が集まる河川、湖沼等70カ所において野鳥等の異常の有無を監視

【野鳥サーベイランス実施状況】

1 野鳥監視

- ・11/16時点で死亡野鳥等の異常は確認されていない。

2 糞便・環境水調査

- ・鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、渡り鳥が多く飛来する湖沼等で糞便・環境水を調査（日光地区、湖山池、米子水鳥公園）
- ・11/16時点で高病原性ウイルスは検出されていない。

3 個体数の確認

- ・湖山池、日光地区、米子水鳥公園で、飛来が多いカモ類を中心に種類・個体数を確認、渡り鳥の初飛来時（9月）及び飛来数増加時（10月）に、養鶏農場等への注意喚起実施済
- ・11月に入り、カモ類の飛来数が湖山池で約3,400羽、米子水鳥公園で約3,000～4,000羽確認され、飛来数がさらに増加中
⇒飛来数がピークを迎える前に再度注意喚起を実施（昨シーズン湖山池で12月に約12,000羽を確認）

鳥取県の対応(愛玩鳥等)

1 愛玩鳥を飼育されている方への注意喚起

○市町村を通じて、愛玩鳥(家きんを除く)飼育者等へ本日(11/17)改めて注意喚起

○ホームページで飼育上の注意事項についても周知徹底
(各市町村のホームページ上でも、リンクを掲載して周知)

＜注意喚起事項＞

- ・放し飼いはやめ、エサ箱や水飲み場に野鳥や野生動物を近づけないようにしましょう。
(飼育鳥が、感染した野鳥や、その野鳥を補食した動物(猫、イタチ等)と接触することによる感染を防ぎましょう)
- ・飼育場所は、こまめに清掃と消毒を行いましょう。
- ・飼育小屋では専用の靴に履き替えるなど、飼育場所にウイルスを持ち込まないようにしましょう。

2 愛玩鳥の販売者や学校・公園等への注意喚起

○動物取扱業者(11事業者)や学校関係者等へ、本日(11/17)に改めて保健所や関係部局を通じて情報提供と注意喚起を実施

県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応

○県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供



お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

高病原性鳥インフルエンザへの対応

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されています。

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染することはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

鳥インフルエンザに関する情報について

- ➡ [家きんの情報はこちら](#)
- ➡ [野鳥の情報はこちら](#)
- ➡ [愛玩鳥の情報はこちら](#)

お気に入りページ

漂着したアザラシやオットセイなど海獣類にご注意

漂着したアザラシ等の海獣類にご注意ください

海外において、アザラシやオットセイなどの海獣類が高病原性鳥インフルエンザに感染し死亡する事例が確認されています。

濃密な接触など特殊な場合を除き、通常では人に感染することはないとされていますが、海岸等で海獣類を発見されても、直接触れないようにしてください。

[高病原性鳥インフルエンザへの対応（とりネット内リンク）](#)

漂着したアザラシ等を発見した場合の連絡先

海岸に漂着した海獣類を発見した場合の連絡先

鳥取県土整備事務所 維持管理課
電話：0857-20-3604、3605 ファクシミリ：0857-20-3598

中部総合事務所 県土整備局 維持管理課
電話：0858-23-3216、3217 ファクシミリ：0858-22-0013

西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課
電話：0859-31-9711、9712 ファクシミリ：0859-33-4110

※平日夜間、土日祝日は県災害情報ダイヤル（電話：0857-26-8100）までご連絡ください。

対応窓口

(24時間対応しています。)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877 (//)
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3149 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (//)
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (//)

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 (//)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 (//)

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- ・野鳥を素手で触らないでください。
- ・野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。